

随時売却による公有地売却のご案内

物件名	旧益田清掃工場関係用地
所在地	益田市東町口 406 番 1
面積	671. 99 m ²
売却価格	¥3, 430, 000 -

お申込み・お問合せ先
益田地区広域市町村圏事務組合 焼却施設課
TEL 0856 - 31 - 0226
FAX 0856 - 31 - 0315

1 物件

(1) 物件 旧益田清掃工場関係用地

区分	地目	所在地	面積（公簿）
土地	雑種地	益田市東町口 406 番 1	671. 99 m ²

(2) 物件概要

- ① 物件調書に記載のとおり。
- ② 物件調書は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。
物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査及び確認を行ってください。
- ③ 物件（土地・建物）への建物の建築、増築等について、「物件調書」に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④ 購入後の物件利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。

(3) 物件の引き渡し

物件は、現状有姿で引き渡します。売却に当たり、当組合において把握していない、あるいは認識が及ばなかったことによって、関係書類に記載していない事柄について購入後に買受人にとって不利益となる事象が発生しても、当組合はその責任を負いませんのでご留意ください。

※1 買受け希望者において、事前に現地を確認してください。

※2 売買契約書において、当組合は物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。

2 普通財産譲渡申請書の受付

申込みは、先着順で受け付けます。

期間は、随時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）受け付けます。

また、募集状況によっては、募集を終了する場合があります。

(1) 買受け資格

個人、法人を問わず、どなたでも買受ることができます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者、又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- ④益田市税、津和野町税、吉賀町税を滞納している者
- ⑤消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者
- ⑦役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- ⑨当組合から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者
- ⑩⑥、⑦及び⑧に掲げる者（以下「暴力団等」という。）と特別の関係を有する者又は暴力団等から委託を受けた者

（2）買受け申込手続き

買受けを希望される方は、郵送又は持参にて、以下の①～⑤及び⑦の書類を提出してください。

ただし、共同での買受け希望の場合は、①～⑦を提出してください。（共同買受けの場合、①は代表者の名前で入札参加申込みを行ってください）

【提出書類】

- ①普通財産譲渡申請書（様式第1号）
- ②〔個人〕本籍地の市町村長が発行する身分証明書
〔法人〕現在事項全部証明書
- ③益田市、津和野町、吉賀町に住所を置く個人又は事業所を有する法人の場合は、市税・町税の納税証明書
- ④納税地を所管する税務署長が発行する未納の消費税及び地方消費税（納期が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- ⑤普通財産買受け資格に関する誓約書（様式第2号（個人）、様式第3号（法人））
※ 普通財産譲渡申請書の提出後、暴力団等の該当性について島根県警察本部に照会しますので、御了承ください。
- ⑥共同で買受けされる場合は、代表者選任届（様式第4号）

※ 代表者を選任し、代表者の名前で申請してください。この場合、②～⑤の書類は共同買受人全ての方について必要となります。

⑦個人、法人、共同申込みを問わず、様式第2・3号に氏名のある方全員の住民票の写し

※ ②～④及び⑦については、申請日前3月以内に発行されたもので、必ず原本をご提出ください。(コピーは不可)

【提出先】〒698-0024 益田市駅前町17番1号 駅前ビルEAGA2階
益田地区広域町村圏事務組合 燃却施設課

3 普通財産譲渡申請書の提出に当たって付す条件

普通財産譲渡申請書を提出される方は、物件調査、随時売却による公有地売却のご案内の内容及び土地売買契約書（案）を承諾されたものとみなします。

4 契約の締結

（1）契約手続

暴力団該当性について、非該当であることが確認できた場合は、非該当である旨の通知を送付します。通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。7日以内に契約を締結されない場合は、効力を失い、契約できなくなります。

なお、当組合が保有する契約書（買受人が発行する契約書）に貼付する印紙代は買受人の負担となります。買受人が保有する契約書（当組合が発行する契約書）には印紙は貼付しません。

契約は、買受人の名義で締結します。したがって、共同で買受けされる場合は、共同買受人全ての方の名義で締結することとなります。

（2）契約保証金

買受人は、契約の締結と同時に契約金額の10%以上の契約保証金を納付する必要があります。契約保証金には、利息を付さないものとします。契約保証金は、当組合が発行する納入通知書により、当組合指定金融機関に納付してください。契約と同時に納入できない場合は、契約を締結できません。

5 売買代金の納入及び所有権の移転

（1）売買代金の納入

売買代金（先に納付した契約保証金を差し引いた金額）は、契約締結の翌日から起算して60日以内に当組合が発行する納入通知書により納入することとし、納入期限までに完納されない場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として当組合に帰属しますので、返還いたしません。

（2）所有権の移転及び登記の嘱託

所有権は、買受人が代金を完納したときに買受人に移転するものとし、当組合において売買代金の完納を確認した後、所有権移転登記を行います。

なお、共同買受人全ての方の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権移転登記を行います。

6 物件引き渡し

（1） 物件は現状有姿で引き渡します。（現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。）

（2） 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外並びに所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、当組合では行いません。（既設公衆便所については、当組合にて撤去いたします。）

7 その他

不動産の取引・所有に係る税に関することは、買受け希望者において確認してください。